

平成28年2月市議会定例会提案説明

本定例会に提案いたしました諸議案の説明に先立ちまして、所信の一端を申し述べさせていただきます。

1. はじめに

私は、平成26年4月に市長に就任以来、「いつまでも暮らしたい、誰もが暮らしたくなる、自信と誇り・夢と希望に満ちた鳥取市」を目指すとした基本理念のもと、新庁舎や可燃物処理施設の建設をはじめ、子育て支援の充実、優良企業や医療看護専門学校の誘致、景気回復を後押しするための消費喚起など、本市が抱える待ったなしの課題に全力で取り組み、着実な前進を図ってまいりました。この4月で任期の折り返しを迎えますが、本市には、地方創生や中核市への移行といった大きな課題もあります。来る平成28年度は、今後10年間の本市の将来像を定めた第10次総合計画の初年度でもあります。市民及び議員の皆様とともに、これから申し上げます重要施策の推進と自立したまちづくりの確立に向けて、誠心誠意、力強く着実に取り組んでまいります。

2. 重要施策の推進

(1) 新庁舎の建設

まず、本市の発展・飛躍を支える新庁舎の建設については、昨年12月、公募型プロポーザルを経て結成された共同企業体と基本設計・実施設計業務の委託契約を締結しました。防災拠点として、また時代の変化に対応する柔軟性を備えた、市民のシンボルとなる鳥取らしい庁舎とするべく、現在、敷地内の施設配置や建物の機能、庁舎内のレイアウトなどについて、設計者と整理・確認を進めています。

3月には、市民ワークショップとして「とっとりデザイン会議」を開催し、窓口サービス機能や市民交流スペース等について話し合うこととしており、いただいたアイデアやご意見はできる限り設計に反映していくこととしています。

(2) 可燃物処理施設の建設

次に、新庁舎と並び、市民生活に欠かせない可燃物処理施設の建設については、去る1月23日、郷原集落の皆様への事業説明を行い、1月27日には、京都市北部クリーンセンターを視察していただきました。

そして、2月6日には、東部広域行政管理組合を構成する1市4町の首長が揃って、郷原集落の皆様にご事業推進をお願いし、施設建設の同意をいただくことができました。これで、平成18年に現在の河原インター山手工業団地周辺を本事業に伴う環境影響評価の候補地として公表して以来、事業が大きく動き出すこととなります。今後も、東部4町と連携し、今まで以上に地元国英地区の皆様のご理解とご協力をいただきながら、全力で事業推進に取り組んでまいります。

(3) 中核市への移行と広域連携

そして、東部圏域の一体的な発展の礎となる中核市移行の取り組みについては、国に中核市指定の申出を行うための議決について、平成29年の市議会2月定例会にお諮りできるよう、保健所設置に係る専門職員の採用や県職員の派遣受け入れなど、円滑な事務執行を図るための具体的な検討を進めてまいります。

また、中核市への移行と併せて目指している連携中枢都市圏の形成については、去る2月11日と16日に、鳥取県東部・兵庫県北但西部の1市6町の首長が一堂に会して東京・大阪で移住相談会を開催するなど、連帯意識を高めてきているところです。地方創生を推進するためにも東部圏域の一体的な発展は不可欠です。今後も、圏域の連携強化と一体感の醸成を一層図る活動を活発化させてまいります。

3. 第10次総合計画の主要な施策

次に、第10次総合計画に掲げる5つのまちづくりの目標に沿って、平成28年度から新たに取り組む事業について説明申し上げます。

(1) 安心して出産・子育てができ、すべてのひとが住みやすいまち

第1は、「安心して出産・子育てができ、すべてのひとが住みやすいまち」です。

①豊かな心をもった、たくましいひとづくり

「豊かな心をもった、たくましいひとづくり」を進めるため、全小中学校への学習支援ソフトの導入をはじめ、主体的に人と学びあう学習法、いわゆる「アクティブラーニング」や、生活や学習の基盤となる「集団づくり」によって、すべての子どもたちの学力と学習意欲の向上を図るとともに、中学生の海外派遣事業によって、国際感覚に優れた人材の育成を図ります。

また、トップアスリートが先生となって夢を持つことや仲間と協力し合うことの大切さを伝える「夢の教室」事業の拡充、バードスタジアム20周年事業として開催する「インターナショナルドリームカップ」、第27回日本パラ陸上競技選手権大会などを通して、トップアスリートの練習方法や技術を間近で見られる機会を創出することとしており、人格形成において重要な時期にある子どもたちの心の教育を進めてまいります。

②安心して子どもを産み育てられるまちづくり

「安心して子どもを産み育てられるまちづくり」の一環として取り組んでいる、「すごい！鳥取市婚活サポートセンター」は、開設から1年余りで初の成婚組が生まれました。これまでのカップル誕生も78組にまで達しており、現在1,000人を超す登録会員の出会いの機会がさらに広がるよう、平成28年度はセンタースタッフの増員と婚活イベントの拡充を計画しています。

また、むし歯になりやすい妊娠期の口腔管理や、新生児の聴覚障がい早期発見のための検査費用に対する新たな助成、保育園の保育料の軽減、小児特別医療助成の対象年齢の拡充、特定不妊治療や不育治療に係る費用への助成を進めるなど、結婚、妊娠、出産、子育てと切れ目ない支援を充実してまいります。

③住み慣れた地域でいきいきと暮らせるまちづくり

「住み慣れた地域でいきいきと暮らせるまちづくり」を進めるため、今年度から取り組んでいる「地域包括ケアシステム」をさらに充実させます。鳥取市社会福祉協議会と連携し、地域における高齢者福祉をより一層支援する「生活支援コーディネーター」を配置するとともに、認知症専門医に協力をいただいで認知症の早期発見・受診を促す「認知症初期集中支援チーム」を結成します。

また、ジェネリック医薬品の利用勧奨や生活習慣病の重症化予防対策といった医療費適正化、収納率向上など、たゆまぬ経営努力により生まれた成果を被保険者が享受できるよう、今年度に引き続き、来年度も国民健康保険料の引き下げを実施します。

さらに、障がい者の自立を支援するため、「福祉の店」に対する運営費の助成を1.7倍に拡充するとともに、生活困窮者への就労支援、学習支援の体制強化や実施場所の見直しなど拡充を図り、「貧困の連鎖」を断ち切ります。

④互いの人権を尊重する心豊かな社会づくり

「互いの人権を尊重する心豊かな社会づくり」を進めるに当たっては、女性活躍推進法の趣旨を踏まえて、ワーク・ライフ・バランスの社会的気運の醸成と男性の家事・育児・介護への参画意識の高揚を図るためのセミナーの拡充などを図ります。

(2) 新しいにぎわいのあるまち

第2は、「新しいにぎわいのあるまち」です。

①地域経済の再生と産業の底上げ

市民が笑顔で暮らしていくまちをつくるためには、地域経済の好循環が必要です。

そこで、「地域経済の再生と産業の底上げ」を図るため、市内中小企業の円滑な資金調達を支援する融資制度や、販路拡大につなげるビジネスマッチング事業などを強力に推進し、地元企業の活性化を促進します。また、近年誘致した企業の人材確保を支援する立場

から、県や鳥取市雇用創造協議会が実施する人材育成訓練受講者に対する奨励金の支給を継続するとともに、鳥取商工会議所と連携しながら創業チャレンジサポート事業などの起業支援を強化し、「起業のまち『鳥取』」を推進していきます。

T P P 交渉の大筋合意による競争力の激化、農業者の高齢化・担い手不足など、農業を取り巻く環境が一層深刻化する中、先月、梨やぶどうを使った果実酒の製造に係る最低製造量の規制緩和を求めて、八頭町と連携して国に構造改革特区を申請しました。認定されれば、広岡農場と^{とつと}兔ッ兔ファームが果実酒製造に向けた動きを本格化する予定であり、近年好調なワイン市場に名乗りを上げ、地域経済の活性化の一翼を担っていただきたいと期待しています。

②地域資源を生かしたまちづくり

「地域資源を生かしたまちづくり」については、昨年6月、山陰海岸ジオパークを含む「美の伝説」ルートが国の広域観光周遊ルートに認定されたことを好機ととらえ、因幡・北但西部圏域で連携し、5か国語対応の観光情報発信アプリを開発することとしており、増加が見込まれる外国人観光客のおもてなし体制を強化します。また、吉岡温泉町と吉岡温泉旅館組合が取り組む「吉岡温泉グランドデザイン」の策定を支援し、外国人観光客にも人気の「温泉」を活かした滞在型観光の推進を図ってまいります。

4月16日から始まる砂の美術館第9期展示は、8月に開催されるリオデジャネイロオリンピックに因んで、南米の歴史・文化・自然等を砂像で表現することとしており、神秘的で情熱あふれる南米パワーで来場者を魅了していきます。

(3) 地域に活気があるまち

第3は、「地域に活気があるまち」です。

①協働のまちづくり

平成20年の「協働のまちづくり元年」以降、市内全域にまちづくり協議会が組織され、

地域課題の解決や魅力あるまちづくりが行われており、地区公民館はその活動拠点として重要な役割を果たしています。本市としては、これからも地域の個性や魅力を生かした特色あるまちづくりを推進するため、さらに協働のまちづくりを強化する必要があると考えており、平成28年度は、「協働のまちづくりガイドライン」と「地区公民館の活用の基本方針」を策定し、市民が主役の協働のまちづくりを前進させます。

この取り組みに合わせて、4月から企画推進部地域振興監を、地域振興課、協働推進課、市民総合相談課の3課を統括する組織として改編し、「協働のまちづくり」の推進体制を強化します。

②交流の拠点となるまちづくり

「交流の拠点となるまちづくり」の一環として、1月10日に開設した「移住・交流情報ガーデン」は、1か月で193名の相談・訪問を受けており、順調なすべり出しを見せています。この流れを加速させ、さらに移住者を増やしていくため、地域の特色を生かした体験メニュー付きのお試し定住施設を河原と青谷に新たに開設します。市外在住者まで対象範囲を拡大したインターンシップ事業や、昨年10月に設置した「ふるさと鳥取市・回帰戦略連絡会」による官民一体的な支援などと相まって、移住希望者の多様なニーズに一層きめ細かく対応できると考えており、UJIターンの増加を期待しています。

中心市街地では、空き家、空き店舗などの遊休不動産を再生し、まちの魅力を高めるリノベーションによるまちづくりの気運が高まっています。この流れを中山間地域へ波及させるため、新市域でのリノベーションスクールの開催を計画しています。このリノベーションによる中山間地域の活性化と合わせて、旧美敷水源地の保存整備と福部幼小中一貫校「福部未来学園」の開校整備、用瀬アルプス登山道整備と旧佐治中学校校庭の芝生化、浜村駅周辺整備と鹿野町地内の道の駅整備などに取り組むこととしており、地域の魅力の磨き上げと地域課題の解決を図る取り組みを強化してまいります。

③魅力ある鳥取文化づくり

「魅力ある鳥取文化づくり」を進めるため、県立美術館の誘致に全力を注ぎます。現在、県の公表された立地条件に沿った適地を慎重に選定しており、鳥取に誘致を望まれ署名された5万3,118人の市民の思いが県に届くよう、一緒になって取り組みを進めていきます。

また、久松山や鳥取城跡周辺の観光地としての魅力をさらに高めます。平成28年度は、擬宝珠橋の復元工事、お堀端沿いの街並み環境整備に本格的に着手するとともに、仁風閣の外壁塗装を実施することとしており、歴史と文化の薫りに満ちた活力のあるまちづくりの推進に努めてまいります。

(4) 安全・安心なまち

第4は、「安全・安心なまち」です。

①暮らしの安全を守るまちづくり

「暮らしの安全を守るまちづくり」を進めるため、災害時などに、市民一人ひとりが的確な安全確保の行動がとれるよう、今年度に引き続き、青谷地域の防災行政無線のデジタル化を進めるとともに、総合防災マップや防災ハンドブックを更新し、全戸配布を行います。

また、近年、高齢者が加害者となる痛ましい事故が増えていることを踏まえ、高齢者が自主的に運転免許証を返納した場合、バス利用券の購入費用を助成する制度を新たに創設します。

さらに、消費生活のトラブルや消費者被害に関する相談が高齢者を中心に増加しており、その約2割は電話がきっかけであることを踏まえ、希望する高齢者を対象に悪質な電話勧誘被害を防止する器材の設置を行ってまいります。

②快適でゆとりある生活環境づくり

「快適でゆとりある生活環境づくり」を進めるため、「多極ネットワーク型」のコンパクトな都市の形成に取り組みます。

公共交通は、この「多極ネットワーク型コンパクトシティ」の要となる社会基盤です。本市は、バスを核とする公共交通ネットワークの構築に取り組んでおり、4月からは南東部地域のバス路線網の再編に向けた実証運行を開始し、効率的で利便性の高いバス路線への転換をめざします。

(5) まちづくりを支える自立した自治体経営

第5は、「まちづくりを支える自立した自治体経営」です。

①ファシリティマネジメントの推進

老朽化が進んでいる公共施設の更新問題に対し、ファシリティマネジメントの手法を導入しながら「新しい公共施設経営」を進めています。現在、来月の策定をめざして「(仮称)鳥取市公共施設再配置基本計画」の市民政策コメントを行っており、いただいた意見を反映させ、将来世代へ負担を先送らない公共施設等の更新に対応していきます。

これに加えて、平成28年度は、本市での自治体等ファシリティマネジメント連絡会議の全国大会開催を計画しており、ファシリティマネジメントの機運を醸成し、市民の皆様とともに、全市を挙げて公共施設の更新問題を乗り越えてまいります。

②財政基盤の強化

平成28年度一般会計当初予算は、これまで申し述べてきました新たな取り組みはもとより、基礎自治体として欠かせない住民福祉の向上施策をしっかりと維持していくことに心がけ、市町村合併後最大となる923億円の積極型予算としました。

財源の確保に当たっては、これまで計画的に積み増してきた基金を有効に活用しているところですが、予算編成後の年度末基金残高は、前年度と比べて約7億円上回る134億

円となっています。

また、市債については、学校・保育園・公民館の改築・耐震化や工業団地の整備など地域経済の活性化にも一役買う公共工事が増加したこともあって、前年度より約4億4千万円多い93億円余りとなりました。予算編成後の年度末市債残高の総額は、対前年0.4%増の約973億円となっていますが、臨時財政対策債を除けば、前年度より8億1千万円余り減少しており、本市財政の健全性の持続を図っています。

鳥取市は、これからも社会情勢の変化を的確にとらえ、投資と抑制のメリハリを効かせながら、着実に明るい未来を切り拓いてまいります。

4. 議案の説明

それでは、本定例会に提案いたしました諸議案につきまして説明申し上げます。

議案第2号から議案第22号までは、平成28年度の一般会計、特別会計、企業会計の予算でありまして、ただいま申し述べました施策をはじめとする諸施策に必要な経費を計上しています。

議案第23号から議案第41号までは、いずれも平成27年度の補正予算であります。国の補正予算に呼応した緊急性の高い事業のほか、事業費確定に伴う精算などに基づいて計上しております。

次は、条例等に関する案件です。

議案第42号は、行政不服審査法の施行に伴い、鳥取市行政不服審査会を設置するため、新たに条例を定めるものです。

議案第43号は、地方公務員法の一部改正に伴い、職員の退職管理に関し必要な事項を定めるため、新たに条例を定めるものです。

議案第44号は、消費者安全法の一部改正に伴い、鳥取市消費生活相談センターの組織及び運営に関して必要な事項を定めるため、新たに条例を定めるものです。

議案第45号は、行政不服審査法の施行に伴い、規定の整理を行うため、関係する条例を一部改正するものです。

議案第46号は、地方公務員災害補償法施行令の一部改正に伴い、鳥取市議会の議員等に係る公務上の災害に係る年金等の補償の基準について、所要の整理を行うため、関係する条例を一部改正するものです。

議案第47号は、人事院勧告に準じた一般職及び特別職の職員の給与等の改定を行うとともに、職員の等級別基準職務表を定めるため、関係する条例を一部改正するものです。

議案第48号は、地方公務員法の一部改正により、鳥取市人事行政の運営等の状況の公表に必要な事項を定めるため、関係する条例を一部改正するものです。

議案第49号は、法定外公共物の管理に関し必要な事項を見直し、利用者の責務や許可条件等を明記するため、関係する条例を一部改正するものです。

議案第50号及び議案第51号は、基金の統合に伴い、鳥取市福祉施設整備基金及び鳥取市鳥取砂丘応援基金条例を廃止するものです。

議案第52号は、鳥取市集落排水事業推進基金を鳥取市公共下水道事業推進基金に統合し、鳥取市下水道等事業推進基金とするため、関係する条例を一部改正するものです。

議案第53号は、鳥取市少年スポーツ振興基金を鳥取市青少年育成基金に統合するため、関係する条例を一部改正するものです。

議案第54号は、鳥取市固定資産評価審査委員会の定数を定め、個人番号を記載すべき手続について見直しを行うとともに所要の整備を行うため、関係する条例を一部改正するものです。

議案第55号は、行政不服審査法の施行に伴い、固定資産の評価に係る審査の申出手続等の見直し、及び提出書類等に係る手数料の額などを定めるため、関係する条例を一部改正するものです。

議案第56号は、行政不服審査法の施行等に伴い、手数料を見直すため、関係する条例を一部改正するものです。

議案第57号は、鳥取市自家用有償バス宝木河内線の新設及び既存路線の統合等を行うとともに、期間乗車券の使用料を定めるため、関係する条例を一部改正するものです。

議案第58号は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律

の整備等に関する法律の一部施行等により、所要の整備を行うため、関係する条例を一部改正するものです。

議案第59号は、国民健康保険料率の引き下げを行うほか、国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険料に係る賦課限度額の引き上げ等を行うため、関係する条例を一部改正するものです。

議案第60号は、鳥取市鹿野町農業者トレーニングセンターの開館時間の変更及び使用施設に会議室を追加するため、関係する条例を一部改正するものです。

議案第61号は、空家等対策の推進に関する特別措置法の施行等に伴い、鳥取市空き家等対策協議会が行う協議事項等の内容見直しなどを行うため、関係する条例を一部改正するものです。

議案第62号は、公共下水道使用料の改定を行うため、関係する条例を一部改正するものです。

議案第63号は、集落排水施設使用料の改定及び設置区域等を変更するため、関係する条例を一部改正するものです。

議案第64号は、基幹公民館を鳥取市コミュニティ施設に移行するため、関係する条例を一部改正するものです。

議案第65号は、鳥取市勤労青少年ホームの体育館を廃止するため、関係する条例を一部改正するものです。

議案第66号は、鳥取市立病院医師奨学金の貸与額を変更するため、関係する条例を一部改正するものです。

議案第67号は、県と情報システムの共同化及び情報セキュリティ対策等を行う連携協約を締結するに当たり、必要な議決を求めるものです。

議案第68号は、地方独立行政法人法の規定により、公立大学法人鳥取環境大学中期目標の一部変更に当たり、必要な議決を求めるものです。

議案第69号は、総合的かつ計画的な行政の運営を図るための鳥取市総合計画基本構想を改定するに当たり、必要な議決を求めるものです。

議案第70号は、鳥取市河内辺地に係る公共的施設の総合整備計画を定めるに当たり、必要な議決を求めるものです。

議案第71号は、過疎地域自立促進計画の策定に伴い、必要な議決を求めるものです。

議案第72号は、株式会社LASSICに対し、事務所建設用地として旧三洋電機南吉方工場跡地を売り払うに当たり、必要な議決を求めるものです。

議案第73号は、鳥取市立桜ヶ丘中学校屋内運動場耐震補強・増築（建築）工事に係る請負契約を締結するに当たり、必要な議決を求めるものです。

議案第74号から議案第76号は、市道の認定、変更及び廃止に当たり、必要な議決を求めるものです。

報告第3号は、市営住宅ストック総合改善事業に係る入居者への明け渡しを求める調停の申し立てについて、平成28年1月29日に専決処分しましたので報告するものです。

報告第4号は、平成27年11月16日に発生しました公用車の物損事故に係る損害賠償の額及び和解について、平成28年1月29日に専決処分しましたので報告するものです。

報告第5号及び報告第6号は、平成27年11月25日及び平成27年12月15日に発生しました公用車の物損事故に係る損害賠償の額及び和解について、平成28年2月5日に専決処分しましたので報告するものです。

報告第7号は、児童扶養手当の返還義務を有する遠隔地在住の滞納者に対する訴えの提起について、平成28年2月8日に専決処分しましたので報告するものです。

以上、今回提案いたしました議案等につきまして、その概要を説明申し上げます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。